

第33号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月26日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第七項第二号中「条例第十一条の二第一項の規定による請求にあつては三歳に、条例第十一条の三第一項の規定による請求にあつては」を削る。

第二十九条の二の見出しを「（子の看護等休暇）」を「（子の看護等休暇）」に改め、同条第一項中「子の看護等休暇」を「子の看護等休暇」に、「九歳」を「十二歳」に、「当該子の看護」を「当該子の看護等」に、「又は」を「、」に、「世話を行うことをいう。」を「世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴う当該子の世話を行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事への参加をすることをいう。第五項において同じ。」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「子の看護等休暇」を「子の看護等休暇」に改め、同条第五項中「当該子の看護」を「当該子の看護等」に改める。

第三十の二第三項中「の規定による部分休業」の下に「又は条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休業」を、「当該部分休業」の下に「又は当該子育て部分休業」を加え、同条の次に次の五条を加える。

（子育て部分休暇）

第三十条の三 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

2 職員の育児休業等に関する条例第十五条の規定による部分休業、条例第十七条第一項の規定による育児時間又は条例第十八条の二第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て

部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

4 子育て部分休暇の申請は、これを利用する日の前日までに庶務事務システムに所要事項を入力することにより行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、子育て部分休暇承認申請書（別記様式第十二号）及び子育て部分休暇承認取消申請書（別記様式第十二号の二）により行うことができる。

5 委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第十八条の三第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

6 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

7 委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

一 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。

二 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

三 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

8 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、庶務事務システムに所要事項を入力

することにより委員会に届け出なければならない。ただし、これにより難しい場合は、養育状況変更届（別記様式第十二号の三）により行うことができる。

（介護両立支援制度等に係る意向確認等）

第三十条の四 条例第十八条の四第一項の区規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- 一 条例第十八条第一項に規定する介護休暇
 - 二 条例第十八条の二第一項に規定する介護時間
 - 三 条例第十一条第二項の規定において準用する同条第一項の規定による深夜勤務の制限
 - 四 条例第十一条の二第二項の規定において準用する同条第一項の規定による超過勤務の制限
 - 五 条例第十一条の三第二項の規定において準用する同条第一項の規定による超過勤務の制限
 - 六 条例第十七条第一項に規定する短期の介護休暇
 - 七 第五条の二第二項第三号に掲げる場合の条例第七条第二項の規定による休憩時間の短縮
- 第三十条の五 条例第十八条の四第一項の区規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 介護両立支援制度等
- 二 介護両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
- 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十条の四第一項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

2 条例第十八条の四第一項又は第二項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（同条第一項の規定による場合における第三号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

一 面談による方法

二 書面を交付する方法

三 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（以下「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第三十条の六 条例第十八条の四第一項の区規則で定める措置（第三号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。）は、次に掲げる措置とする。

一 面談

二 書面の交付

三 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十条の七 条例第十八条の五第一項第三号の区規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

一 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供

二 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

第三十一条中「及び前二条」を、「第三十条及び第三十条の二」に改める。

別記様式第十一号の次に次の三様式を加える。

子育て部分休暇承認申請書

年 月 日提出

(承認権者)		申請者	所属		
殿			職務名		
			氏名		
次のとおり子育て部分休暇の承認を申請します。					
1 申請に係る子	氏名				
	続柄等				
	生年月日		年 月 日		
2 申請期間及び時間	期 間		時 間		
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前	時	分から
	年 月 日まで		午後	時	分から
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前	時	分から
年 月 日まで	午後		時	分から	
3 備考					

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 取 消 申 請 書

年 月分

(承認権者) 殿				所属					
				職務名					
				氏名					
次のとおり子育て部分休暇の承認の取消しを申請します。									
日付	休暇の承認を取り消された時間				時間数	申請者印	承認権者印	担当者印	備考
	午前		午後						
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
	時	分から	時	分から	時間				
	時	分まで	時	分まで	分				
月	間			計	時間				
					分				

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第三十条の三の規定による子育て部分休暇の申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

員が当該子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして定める当該子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴う当該子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事への参加をすることをいう。第五項において同じ。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

- 2 子の看護等休暇は、一会計年度において、日又は時間を単位として、前項に規定する子一人につき五日（当該子が二人以上の場合にあっては、十日）以内で承認する。ただし、子の看護等休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の子の看護等休暇は、一時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、子の看護等休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。
- 4 一時間を単位として承認された子の看護等休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、前項ただし書の規定により時間数を単位として承認された子の看護等休暇を含む。）を日に換算する場合

が当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして定める当該子の世話

を行うこと

をいう。_____）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

- 2 子の看護__休暇は、一会計年度において、日又は時間を単位として、前項に規定する子一人につき五日（当該子が二人以上の場合にあっては、十日）以内で承認する。ただし、子の看護__休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の子の看護__休暇は、一時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、子の看護__休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。
- 4 一時間を単位として承認された子の看護__休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、前項ただし書の規定により時間数を単位として承認された子の看護__休暇を含む。）を日に換算する場合

は、七時間四十五分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の一日当たりの平均勤務時間（五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間））をもって一日とする。

- 5 委員会は、子の看護等休暇を承認するときは、当該子の看護等を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

第二十九条の三～第三十条（略）

（介護時間）

第三十条の二（略）

2（略）

- 3 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月文京区条例第八号）第十五条の規定による部分休業又は条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、一日につき二時間から当該部分休業又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4～7（略）

（子育て部分休暇）

第三十条の三 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

- 2 職員の育児休業等に関する条例第十五条の規定による部分休業、条

は、七時間四十五分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の一日当たりの平均勤務時間（五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間））をもって一日とする。

- 5 委員会は、子の看護_休暇を承認するときは、当該子の看護_を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

第二十九条の三～第三十条（略）

（介護時間）

第三十条の二（略）

2（略）

- 3 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月文京区条例第八号）第十五条の規定による部分休業_____の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、一日につき二時間から当該部分休業_____の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4～7（略）

（新設）

例第十七条第一項の規定による育児時間又は条例第十八条の二第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

4 子育て部分休暇の申請は、これを利用する日の前日までに庶務事務システムに所要事項を入力することにより行うものとする。ただし、これにより難い場合は、子育て部分休暇承認申請書（別記様式第十二号）及び子育て部分休暇承認取消申請書（別記様式第十二号の二）により行うことができる。

5 委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第十八条の三第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

6 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

7 委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を

取り消すものとする。

一 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。

二 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

三 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

8 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、庶務事務システムに所要事項を入力することにより委員会に届け出なければならない。ただし、これにより難しい場合は、養育状況変更届（別記様式第十二号の三）により行うことができる。

（介護両立支援制度等に係る意向確認等）

第三十条の四 条例第十八条の四第一項の区規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等という。」）は、次に掲げる制度又は措置とする。

一 条例第十八条第一項に規定する介護休暇

二 条例第十八条の二第一項に規定する介護時間

三 条例第十一条第二項の規定において準用する同条第一項の規定による深夜勤務の制限

四 条例第十一条の二第二項の規定において準用する同条第一項の規定による超過勤務の制限

五 条例第十一条の三第二項の規定において準用する同条第一項の規

（新設）

定による超過勤務の制限

六 条例第十七条第一項に規定する短期の介護休暇

七 第五条の二第二項第三号に掲げる場合の条例第七条第二項の規定による休憩時間の短縮

第三十条の五 条例第十八条の四第一項の区規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 介護両立支援制度等

二 介護両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十条の四第一項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

2 条例第十八条の四第一項又は第二項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（同条第一項の規定による場合における第三号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

一 面談による方法

二 書面を交付する方法

三 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（以下「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

（新設）

（新設）

第三十条の六 条例第十八条の四第一項の区規則で定める措置（第三号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。）は、次に掲げる措置とする。

一 面談

二 書面の交付

三 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十条の七 条例第十八条の五第一項第三号の区規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

一 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供

二 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

（期間計算）

第三十一条 第十六条、第十八条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第三十条及び第三十条の二に規定する休暇の期間には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。

第三十二条～第三十三条（略）

付 則

（施行期日）

（新設）

（期間計算）

第三十一条 第十六条、第十八条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで及び前二条_____に規定する休暇の期間には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。

第三十二条～第三十三条（略）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第三十条の三の規定による子育て部分休暇の申請は、この規則の施行の前においても行うことができる。

別記様式第1号～別記様式第11号(略)

別記様式第12号(第30条の3関係)

別記様式第12号の2(第30条の3関係)

別記様式第12号の3(第30条の3関係)

別記様式第1号～別記様式第11号(略)

(様式追加)

(様式追加)

(様式追加)